

## 第6章 量水器

### 1 設置（水道給水条例 21 条）

給水量は、市の量水器により計量する。ただし、管理者たる市長においてその必要ないと認めるときは、その限りでない。その位置は管理者たる市長が定める。

### 2 貸付け（水道給水条例 22 条）

量水器は管理者たる市長が設置して、水道使用者等に保管させる。ただし、保管者の責に帰すべき事由により量水器を亡失またはき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

### 3 設置基準

- (1) 一給水装置には、1 個のメーターを設置する。また、給水装置内に個人所有のメーター（私設メーター）は、取り付けてはならない。
- (2) 同一敷地内に一戸建て住宅が複数ある場合及び一戸建て住宅とそれ以外の使用用途の建物等があり、別棟となっている建物に給水する場合は、それぞれにメーターを設置する。  
ただし、これによりがたい場合は事業所と事前協議を行うこととする。
- (3) 一戸建て住宅等で便所、台所、浴室を各 2 箇所以上設置し、複数世帯が居住することができる構造または居住することができる建物の場合は、給水装置を分割し、それぞれのメーターを設置することとする。  
ただし、建物（給水装置）の所有者が同一で、給水装置を一つにしたい場合に限り、一個のメーターとすることができる。
- (4) 店舗併用住宅において、建物（給水装置）の所有者が同一で、給水装置を一つにしたい場合に限り一個のメーターとすることができる。
- (5) 共同住宅などで散水栓等の給水用具を共有する場合は、共有する給水系統を一給水装置としてメーターを設置する。
- (6) 同一敷地内で同じ目的に使用される給水装置については、建物の棟数に関係なく、1 個のメーターを設置する。（学校、病院、工場等）  
ただし、これによりがたい場合は事業所と事前協議を行うこととする。
- (7) メーター筐上部または近辺には、検針及び維持管理に支障となる植樹、建築工作物、冷暖房用室外機等を設置しないこと。

### 4 設置位置

- (1) 原則として官民境界より 1.5m 以内の宅地内に設置すること。
- (2) メーターは給水管と同径の物を使用し、給水栓より低い位置に設置すること。
- (3) 次の事項に留意して設置すること。
  - ① 検針及び取り換え作業等維持管理に支障がないこと。
  - ② 雨水、汚水等が入らず、常に乾燥している場所。
  - ③ 凍結の生じない場所。
  - ④ 人の出入りが容易な場所。
- (4) 借地で土地所有権者の了承が得られている場所。

(5) 倉庫、車庫（シャッター付）等の建物内または駐車場で車両の下となるような場所には設置しない。

## 5 設置方法

- (1) メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、水平に取付て計量に支障を生じないように設置する。
- (2) 設置後にねじれが起こらないよう注意し、各継手を取り付ける。
- (3) 設置する場合は、次のとおりとする。

□ 径	ます内	構 造
13~40 mm	丙止水栓・メーター	① 上下流いずれか一方方向にフレキシブル継手を使用する。 ② 上下流いずれか一方方向に逆止弁を設置する。
50 mm以上	バルブ・メーター ・バルブ	① 上下流とも鋼管にフランジ接続とする。 ② 上下流とも鋼管にフランジ接続とする。 ③ メーター上流のバルブ設置は、上流側の仕切弁より5m以上離れている場合とする。

(4) メーターますは、以下のとおりとする。

□ 径 (mm)	要 件
13~20 mm	樹脂製の兼用タイプ。
25~40 mm	樹脂製の大タイプ。
50 mm以上	枠はコンクリート製とし、蓋は小窓付鉄盤とする。